

新潟市更生訓練費給付事業

自立訓練や就労移行支援を利用している障がい者の社会復帰促進を目的に就労訓練する際に使用する消耗品費を給付します。

事業概要

●対象者の要件

新潟市に住所を有し、かつ、新潟市に生活の拠があり、障がい福祉サービスに係る利用者負担額が生じない者

●給付対象

実習及び訓練を効果的に受けるために必要であり、かつ、本人が単独で使用し、本人が費用負担した消耗品費（月額上限6,300円）

●申請手続

費用負担が発生した翌月10日までに申請者の居住区の【区役所健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当】に下記書類を提出してください。

	提出書類
1	新潟市更生訓練費支給申請書 ※ 本人申請の場合、 事業所長等による証明が必要
2	本人が費用負担した消耗品等の購入に係る領収書等の写し ※ 事業所長等による重複申請防止処理済み のもの
3	同意書（事業所代理申請の場合は同意書兼委任状）

お問合せ先

●申請手続に関すること

各区役所健康福祉課 障がい福祉係・障がい福祉担当（直通番号）

【北区役所】 025-387-1305 【東区役所】 025-250-2310

【中央区役所】 025-223-7207 【江南区役所】 025-382-4396

【秋葉区役所】 0250-25-5682 【南区役所】 025-372-6304

【西区役所】 025-264-7310 【西蒲区役所】 0256-72-8358

●事業に関すること

新潟市役所 福祉部障がい福祉課 就労支援係
TEL：025-226-1249 / FAX：025-223-1500

